

大和高田市障害者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱の概要

大和高田市成年後見制度利用支援事業実施規則を廃止し、令和3年4月1日から大和高田市障害者に係る成年後見制度利用支援事業実施要綱を施行します。

この要綱は、知的障害・精神障害により成年後見制度の利用の必要はあるが申立の出来ない方に対する市長による審判請求や、本人等の収入や資産状況等から、成年後見人等への報酬の支払いが困難な方に対して、後見人等報酬費用を助成することにより、知的障害者、精神障害者の権利擁護の推進及び福祉の向上を図ることを目的としています。

1、市長による審判請求

	内容
対象者	対象者は1～4の全てに該当する者になります。 1. 本市に住所を有する者 2. 65歳未満の者 3. 障害者総合支援法第4条の知的障害者又は精神障害者 4. 成年後見等開始の審判が必要な状態にあり、成年後見人等なしでは生命、身体又は財産に対する重大な侵害を回避できないと認められる者
要件の審査	4に該当するか否かは、以下の事項を総合的に考慮します。 ・本人の事理弁識能力の程度 ・親族等が、本人を保護する可能性及び審判請求を行う意思の有無 ・行政機関等が行う他施策及び福祉サービスの活用による支援の可能性など

2、市長による審判請求に要する費用の助成

費用負担	市長による審判請求に要する費用を負担します。
審判請求費用の返還	市長による審判請求に要した費用の全部又は一部を対象者に負担させることが相当と判断したときは、家事事件手続法の定めるところにより、当該費用の返還を求めます。

3、後見人等報酬の助成

	内容
対象者	<p>被後見人等及び世帯員が次の(1)～(3)のいずれかに該当すれば支給の対象となります。</p> <p>(1) 生活保護受給者</p> <p>(2) 中国残留邦人等支援給付受給者</p> <p>(3) 資産状況から次のア～ウの全てを満たす者</p> <p>ア 市民税非課税世帯</p> <p>イ 被後見人等の資産から後見人等へ報酬を支払うことで預貯金等の額が30万円以下になる者</p> <p>ウ 居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がない。</p>
	<p>被後見人等が死亡した場合</p> <p>死亡した被後見人等の債務整理（後見人等報酬も含む）後、被後見人等の資産が後見人等報酬に満たない場合、その差額を助成します。</p> <p>※死亡した成年被後見人等に預貯金があるにもかかわらず、申請者又は後見人等であった者が後見人等報酬を控除せず相続人に預貯金を引き継いだ場合は、支給申請を行っても支払われない場合があるためご注意ください。</p>
助成期間	<p>助成の対象期間は1年前までの間とします。ただし、受任の初回時や被後見人等の死亡時などについては、報酬付与期間が1年を超える場合でも助成の対象となります。</p> <p>概ね1年から1年半ごとに定期的な申請が必要です。</p>
助成内容	<p>家庭裁判所が審判した、後見人等に対する報酬額であり、月額20,000円が上限です。</p> <p>※成年後見人等が本人の配偶者、直系親族または兄弟姉妹の場合は支給対象ではありません。</p>
申請者	被後見人等と代理人（後見人等）
申請書類	<p>本市ホームページに記載</p> <p>http://www.city.yamatotakada.nara.jp/life/fukushi/shogai/seinenkouken.html</p> <p>（事前に大和高田市社会福祉課までお問い合わせ下さい。）</p>
申請期限	報酬付与審判日から3か月以内
助成の可否	支給（不支給）決定通知により通知いたします。

4. その他

	内容
対象者の 範囲の特 例	次の1～3の施設に入所又は、入居前に市内に居住していた者は対象者となります。 1. 障害者総合支援法第19条第3項に定める特定施設 2. その他これに準ずるとして市長が別に定める施設 ただし、市内の1～2の対象施設等に入所又は入居している者であって、入所又は入居前に市外に居住していたものは、市長による審判請求、審判請求費用の助成及び後見人等報酬の助成の対象者となりません。
経過措置	この告示の施行の日以後に助成の申請がなされた後見人等報酬の額について、報酬付与対象期間が令和3年4月1日が含まれるとき、又は令和3年4月1日より前の期間であるときは「月額20,000円」とあるのは「月額30,000円」とします。